

公立大学法人神戸市外国語大学客員研究員に関する規程

2007年4月1日

規程第77号

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学（大学院，研究所及び図書館を含む。以下「本学」という。）において，日本及び外国の学術研究者を客員研究員として受け入れることに
関し，必要な事項を定める。

(条 件)

第2条 客員研究員は，次の各号の一に該当する場合に受け入れるものとする。

- (1) 国内外の大学または研究機関等に所属する学術研究者が，本学専任教員と共同研究
を行う場合
- (2) 博士の学位を取得した学術研究者が，神戸市外国語大学外国学研究所にて，特定の
研究を行う場合
- (3) 本学が受け入れる日本学術振興会特別研究員（PD, SPD, RPD）
- (4) その他前各号に準ずる場合

(申 請)

第3条 客員研究員の受け入れを希望する神戸市外国語大学専任教員は，次の書類を添え
て，学長に申請しなければならない。

- ア 客員研究員受入申請書（様式1）
- イ その他学長が必要と認めるもの

(承 認)

第4条 前条の申請があったとき，学長は，教授会の議決を経て，客員研究員の受け入れ
を承認することができる。

2 学長は，前項の議決を得て，客員研究員の受け入れを承認した場合は，速やかに，客
員研究員受入承認通知書（様式2）により，申請者に受入承認の内容を通知するものと
する。

(研究期間)

第5条 研究期間は2年以内とする。ただし，必要がある場合には，学長は，申請者から
の再度の客員研究員受入申請書（様式1）提出により，教授会の議決を経て，1年間の受
入期間延長を承認することができる。

2 学長は，前項の議決を得た場合は，速やかに，客員研究員受入承認通知書（様式2）
により，申請者に受入期間延長承認の内容を通知するものとする。

3 受入期間を延長する場合であっても，その研究期間の終了日は，当該客員研究員が満
65歳に達した日以後における最初の3月31日を越えることができない。ただし，当該客
員研究員が外部資金を得ている場合に限り，当該研究期間が終了する年度までの延長を
承認することができる。

第6条 客員研究員は，1研究期間中につき1度以上，その研究成果の発表を行うものと
する。

(義 務)

第7条 客員研究員は，公立大学法人神戸市外国語大学研究倫理指針及び公立大学法人神
戸市外国語大学における研究行動規範に則り，研究活動を行うものとする。

2 客員研究員は，本学が行う研究倫理教育及びコンプライアンス研修等，本学が必要と
する研修等を必ず受講するものとする。

(待 遇)

第8条 謝金等を除き，客員研究員には，給与等は支給しない。

(施設等の利用)

第9条 客員研究員には，図書館その他研究に必要な施設の利用を認めることができる。
ただし，施設の利用等に要する経費は，これを徴収することがある。

(受け入れの取り消し)

第10条 客員研究員が、学内諸規定並びに受け入れの条件等に違反したとき、または学長が正当な事由があると認めるときは、受け入れを取り消すことができる。

(細 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。